

報 道 資 料

令和5年2月24日

新型コロナワクチン接種推進室

担当：数家(かずや)・馬庭(まにわ)

電話：0742-27-8309 内線 4674

新型コロナワクチン接種に係る予防接種後健康被害救済制度 に関する県の取組について（お知らせ）

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、ワクチン接種後、健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こる場合があります。

極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、国が「予防接種後健康被害救済制度」を設けています。

制度の窓口は予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村になりますが、新型コロナワクチンの接種を促進していく上で、予防接種後健康被害救済制度における手続きが円滑に進むことが重要との考えから、県においても以下の取組を実施します。

①「受診証明書の記載マニュアル」の作成及び関係団体への周知依頼

医療費等の請求に必要となる「受診証明書」を医療機関等が適切に記載できるよう、記載方法や記載時の注意点などをまとめた「受診証明書の記載マニュアル」を県で作成し、県医師会、県薬剤師会等の関係団体に送付し、各医療機関や薬局への周知を依頼しています。（2月22日付け）

②新型コロナワクチンの接種に係る健康被害救済制度の申請に係る相談対応

健康被害救済制度に関する相談は、上述のとおり、基本的には、市町村が窓口となります。これまで県の「副反応コールセンター」でも相談に対応していましたが、健康被害救済制度の申請に係る相談対応についても、コールセンターの役割の一部として、今般、明確に位置づけることといたしました。

今後、相談対応を通じて、健康被害救済制度における課題等についての事例を収集・分析するとともに、必要に応じて、県医療安全相談窓口とも連携し改善を図っていきます。

なお、2月27日（月）午前10時より相談対応を開始する予定です。

詳細については、以下をご確認ください。

- ・新型コロナワクチンの接種に係る予防接種健康被害救済制度について

<https://www.pref.nara.jp/59045.htm>

- ・県医療安全相談窓口について

<https://www.pref.nara.jp/22607.htm>

